

法人事業者の方へ

平成22年9月 福岡県建築指導課建設業係

様式第15号「貸借対照表(法人用)」への 「未払法人税等」の計上について

建設業の許可をお持ちの業者については、建設業法第11条第2項に基づき、決算終了後4ヶ月以内に、決算終了後の変更届出書を管轄の県土整備事務所に提出するよう定められています。

また経営事項審査を受審される方は、各経営分析機関に経営状況分析を申請する際、「変更届出書」中の財務諸表の写しを添付することになりますが、その際、『「貸借対照表」中に「未払法人税等」が計上されていない』として、経営分析機関から修正を求められるケースが増えております。

決算が赤字の場合であっても、「未払法人税等」の計上の必要があることにご注意ください。

「未払法人税等」には「法人県民税(均等割)」なども計上されるため、「還付が生じる」などのごくまれなケースを除いては、必ず税額が計上されることになるため。

財務諸表の修正を行った場合、県土整備事務所に提出済みの「変更届出書」も修正再提出することが必要となります。

二度手間とならないよう、県土整備事務所へ提出する前に、「未払法人税等」が計上されているかどうか、充分確認願います。

様式第15号「貸借対照表」 資産の部 (略)

負債の部

I 流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
リース債務
未払費用
※ 未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
..... 引当金
その他
流動負債合計

II 固定負債 (略)

純資産の部 (略)